

●様式1-5 維持管理運営業務委託契約書

通しNo.	頁	条	項	号	項目名	質疑の内容	回答
1					特約事項	「維持管理・運営業務における支払い予定額の年度区分」とは、事業者が提案する維持管理・運営業務に係る対価のことを指すのでしょうか。	ご理解のとおりです。但し別記1(2)の内容との整合が必要です。
2	2	4	6		業務の遂行および範囲等	「特別目的会社は、市による許認可の申請および交付金の申請等について、自己の費用により書類の作成等の必要な協力を市の要請に従って行うものとする。」とありますが、特別目的会社の自己の費用と必要な協力は、合理的な範囲内で行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	2	4	6		業務の遂行および範囲等	「市による許認可の申請および交付金の申請等について」とありますが、現在想定される申請等があればご教示願います。	下水道法事業認可や下水道ストックマネジメント計画などを想定しています。
4	2	4	7		業務の遂行および範囲等	ここでいう「備品等」とは、施設・設備に類するものであり、SPCが購入して使用する事務機などいわゆる什器類ではないとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
5	3	7	1		著作権の譲渡等	成果物とは具体的にどの様なものを想定されているかご教示願います。また、著作権の無償譲渡が難しい成果物があることも想定されるため、著作権の譲渡と著作権者人格権の行使について、成果物の引渡し時に協議する条文中に修正いただけますようお願いいたします。	前段: 成果物は要求水準書に記載のものを指します。 後段: 第7条のとおりとします。
6	3	7	2		著作権の譲渡等	「市は、～ 特別目的会社の承諾なく自由に公表することができる。」とありますが、公表する際は特別目的会社がその内容を確認することはできるとの理解でよろしいでしょうか。	原文のままとします。
7	3	7	2		著作権の譲渡等	「当該成果物の内容を特別目的会社の承諾なく自由に公表することができる。」とありますが、特別目的会社の秘密情報にかかるものは、公表の対象から除外いただけますようお願い致します。	公共事業の成果物として適切なものを納品していただくことを前提としていますので、成果物に特別目的会社の秘密情報に係るものは含まれないと想定しています。
8	3	8	2		特許権等の使用	「維持管理・運営業務委託費」とは、契約金額と同義との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	7	18	1		措置要求に対する報告等	文頭の「前条」とは第17条のことを指すのでしょうか。本条の内容と整合が取れていないため見直しをお願い致します。	前条(17条)の「措置要求」には、「要求水準等未達の是正勧告等」が含まれます。意図を明確にするため、第17条第1項を下記のとおりとします。(下線部を追記) 「発注者は、業務総括責任者、受注者の使用人または受注者から業務を委託され、若しくは 請け負った者がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対してその理由を明示した書面により必要な措置(要求水準等未達の是正等を含む)をとるべきことを請求することができる。」
10	7	18	1		措置要求に対する報告等	「前条の定める場合において～」とありますが、前条と本施設の補修、改善等とはどのような関係があるのでしょうか。ご教示願います。	回答No.9をご参照ください。
11	8	24	5		天災その他不可抗力による契約内容の変更	「事業者」とありますが「特別目的会社」に読み替えるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	10	30			既存汚泥処理施設(使用)の長寿命化対策・更新	「既存汚泥処理施設(使用)の長寿命化対策・更新」との記載がありますが、「再構築汚泥処理施設(使用)の長寿命化対策・更新」の読み替えてもよろしいでしょうか。	第30条のとおりとします。
13	12	35条の2	1		契約が解除された場合等の違約金	「特別目的会社は、契約金額の10分の1に相当する違約金を～支払わなければならない。」とありますが、事業者にとって過度な負担であり、当該年度契約金額の10分の1に修正いただけないでしょうか。	原文のままとします。
14	12	35条の2	5		契約が解除された場合等の違約金	「特別目的会社または第三者は、～」とありますが、第三者とはだれを想定されているかご教示願います。	市と特別目的会社以外の者を想定しています。
15	13	39	1	(1)	特別目的会社の解除権	「契約期間の3分の2以上」とありますが、過度な設定であるため「2分の1以上」としていただけないでしょうか。	原文のままとします。

●様式1-5 維持管理運営業務委託契約書

通しNo.	頁	条	項	号	項目名	質疑の内容	回答
16	13	40	5		契約解除に伴う措置	「第37条の規定による～」とありますが、第36条ではないでしょうか。	「第37条の規定による～」を「第36条の規定による～」に修正します。
17	13	41	3		契約終了時の措置	「～ 市が必要と認める期間において～」とありますが、特別目的会社の業務都合も尊重して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	14	45			保険	「別記2に定める～」とありますが、別記4ではないでしょうか。	お見込みのとおりです。別記4に修正します。
19	14	47	1		地元関係者との調整等	「地元関係者との交渉等は、市が行うものとする。～」とありますが、本事業及において具体的にどのようなケースが想定されるのでしょうか。	周辺住民からの苦情・要望等が発生したケース等を想定しています。
20	14	47			地元関係者との調整等	地元関係者との交渉等とは、具体的にどのような調整を想定しているのかご教示願います。	市が実施する調整を想定しています。
21	14	48	3		特約事項	「頭書の契約金額(月額)」とは、「業務委託費金額」を指すとの理解でよろしいでしょうか。	「頭書の契約金額(月額)に240を乗じて得た金額」を「頭書の契約委託費金額」に変更します。
22	14	48	3		特約事項	第22条第2項の遅延損害金において、20年分の契約金額を母数とするのは、市の支払遅延の場合と比べても、特別目的会社にとって過度な負担と存じますので、月額×12(1年分)としていただけないでしょうか。	原文のままとします。
23	15	別記1			対価の計算方法	変動費相当分の対価の算定方法にて「各支払機の汚泥実処理量(実績値)」とありますが、どこの地点での汚泥実処理量になりますでしょうか。ご教示願います。	各支払期の汚泥実処理量は、各支払期に係る月報に記載の汚泥処理量に基づくものとします。たとえば、令和10年5月の汚泥実処理量は、令和10年5月分の月報に記載された令和10年5月1日～令和10年5月31日に関する汚泥処理量を指します。
24	15	別記1			(3) 1) 物価変動等の指標	物価変動等の指標について記載がありますが、物価変動の基準日について記載がありません。令和2年もしくは3年の9月1日時点の指標が基準日として適切と考えますが、貴市の考えをご教示願います。	別記1(3)2)、3)に基準日を記載しています。ここで示す「第1回支払の改定については、(令和8年4月に維持管理・運営業務開始の場合)令和7年8月から令和8年7月までの平均値を、」としていますが、「令和7年8月から令和8年7月」を「令和2年8月から令和3年7月」に見直すものとします。
25	15	別記1	(3)	1)	人件費	弊社は、現行既存施設の維持管理業務を契約、管理業務を行っておりますが、下水道施設維持管理積算要領(日本下水道協会)により、人件費は電工単価を基準としております。記載の賃金指標「現金給与総額」(厚生労働省)となる理由をお教え下さい。	賃金指標を電工に見直します。
26	16	別記1	(3)	1)	薬品費	指標に国内企業物価指数・「化学薬品」(日本銀行調査統計局)とありますが、市内業者からの見積りを基準とすることを希望します。	別記1に記載のとおりとします。
27	16	別記1	(3)	1)	燃料費	指標に国内企業物価指数・「石油・石炭製品」(日本銀行調査統計局)とありますが、市内業者からの見積りを基準とすることを希望します。	別記1に記載のとおりとします。
28	15	別記1	(3)	1)	人件費	下水道施設維持管理積算要領(日本下水道協会)では、人件費は電工単価を基準としております。記載の賃金指標「現金給与総額」(厚生労働省)となる理由をお教え下さい。	賃金指標を電工に見直します。
29	16	別記1	(3)	1)	薬品費	指標に国内企業物価指数・「化学薬品」(日本銀行調査統計局)とありますが、市内業者からの見積りを基準とすることを希望します。	別記1に記載のとおりとします。
30	16	別記1	(3)	1)	燃料費	指標に国内企業物価指数・「石油・石炭製品」(日本銀行調査統計局)とありますが、市内業者からの見積りを基準とすることを希望します。	別記1に記載のとおりとします。

●様式1-5 維持管理運営業務委託契約書

通しNo.	頁	条	項	号	項目名	質疑の内容	回答
31	3	7	2		著作権の譲渡等	市が当該成果物を公表する際は、事前に特別目的会社と協議を行い、特別目的会社が承諾を行った事項についてのみ、公表する事ができる形へ変更をお願いします。	第7条に記載のとおりとします。
32	4	9	1		一括再委託の禁止	・”主要な部分”との記載がありますが、主要な部分の定義をご教示ください。	業務実施に係る管理・監督業務(業務総括責任者、副業務総括責任者が担当する業務)は主要な部分と考えます。
33	4	11	1	4	臨機の措置	・費用負担について、「特別目的会社が契約代金の範囲において負担することが適当でない」場合として、どのような事情を想定されておられますでしょうか。例示又は基準等をご教示いただけないでしょうか。	協議によります。
34	6	15	6		監督職員	・「ペナルティ等」の解釈についてですが、別記2(2)の3(ケース2)記載の「減額又は支払停止」及び別記3記載の「減額等の措置」を指すとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	6	17			業務統括責任者等に対する措置要求	・本条との対比で、貴市が監督職員を置いた場合にも、特別目的会社からの措置要求が可能となる規定を追記していただけないでしょうか。	ご意見拝聴しました。
36	7	18	1		措置要求に対する報告等	・「前条」とは、「第17条」では無いと思われませんが具体的な条項をご教示ください。(第15条第6項を指すと思われします。)また、その場合要求水準未達ということで、本施設の補修、改善等以外の措置をとる場合にも本規定が適用されるという理解で宜しいでしょうか。	前条(17条)の「措置要求」には、「要求水準等未達の是正勧告等」が含まれます。意図を明確にするため、第17条第1項を下記のとおりとします。(下線部を追記) 「発注者は、業務総括責任者、受注者の使用人または受注者から業務を委託され、若しくは請け負った者がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対してその理由を明示した書面により必要な措置(要求水準等未達の是正等を含む)をとるべきことを請求することができる。」
37	7	18	3		措置要求に対する報告等	・「不可抗力」の定義について、新型コロナウイルスのような感染症拡大も含まれると考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
38	7	21	2		指定期日の延長	・特別目的会社に帰責事由がない場合、指定期日の延期を貴市が認めるのではなく、当然のように延期される形に修正していただけないでしょうか。	原文のままとします。
39	8	23			契約内容の変更等	・貴市の都合による変更が生じるため、その場合の本業務の追加費用や損害については貴市が負担する旨の規定を追加していただけないでしょうか。	原文のままとします。
40	8	24			天災その他不可抗力による契約内容の変更	・不可抗力により増加費用や損害が生じた場合については、基本協定書別紙6のリスク分担表注3によって処理されると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	8	24	4		天災その他不可抗力による契約内容の変更	・「前項に規定する協議」とは「第1項に規定する協議」の誤記でしょうか。	「前項に規定する協議」を「第1項に規定する協議」に修正します。
42	9	28	1		生成物の製造	・「汚泥等のみに直接的に起因すること」との点について、他の原因が複合した場合や、汚泥の以外の点で貴市に帰責事由がある場合は、貴市において費用、損害等を負担していただけないでしょうか。 ・「汚泥等のみに直接的に起因しない」不可抗力事由に起因する場合、貴市においても費用や損害を負担していただけないでしょうか。 ・「汚泥等のみに直接的に起因すること」を特別目的会社が明らかに出来た場合、貴市にて当該副生成物の買取のほか運搬や処分等の費用、増加費用、損害等の一切をご負担いただくという理解で宜しいでしょうか。(第31条第1項及び要求水準書82頁図7-3参照ください)	前段:汚泥以外の点で市に帰責事由がある場合は、市にて費用、損害等を負担します。 中段:不可抗力事由に起因する場合、基本協定書別紙6リスク分担表に準じます。 後段:ご理解のとおりです。
43	10	30	1		既存汚泥処理施設(使用)の長寿命化対策・更新	・「小規模修繕」とあるのは実施方針の定義及び要求水準書70頁、7.2.4「既存汚泥処理施設」に記載の「小修繕」のことでしょうか。	お見込みのとおりです。
44	10	33			法令変更によって発生した費用等の負担	・本条のうち、本業務に直接関わる法令変更については、基本協定書別紙6のとおり貴市の負担となるがその具体的対応措置を協議することを意味するものとの理解で相違ございませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	11	35	1		市の解除権	・(1)前段、(5)、(8)の各号に該当する事由の場合は、一度貴市からの催告をしたうえで解除としていただけないでしょうか。	原文のままとします。

●様式1-5 維持管理運営業務委託契約書

通しNo.	頁	条	項	号	項目名	質疑の内容	回答
46	11	35	1	(1)	市の解除権	・(1)後段ですが、主観的判断で貴市が認めた場合、契約解除とされてしまうのは不合理なため「市が認める時」という一文は削除していただけないでしょうか。	原文のままとします。
47	11	35	1	(2)	市の解除権	・「不正な行為」とは例えばどのようなものを想定されておられますでしょうか。「不正」との言葉が抽象的であり、想定されている程度がわかりかねますためご教示いただけますと幸いです。	法令等に違反する場合は想定しています。
48	13	40	1		契約解除に伴う措置	・解除時点において既に検査が行われているものだけでなく、検査未了部分も、履行が終わっている部分については検査を行い、合格部分について委託料を支払う、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	13	40	5		契約解除に伴う措置	・第37条は第36条の誤りではないでしょうか。	「第37条の規定による～」を「第36条の規定による～」に修正します。
50	13	41	1		契約終了時の措置	・「機能確認」は第34条第2項の「施設機能の確認」と同一という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	13	41	2		契約終了時の措置	・第34条第4項に基づき、特別目的会社の措置義務は特別目的会社に帰責事由がない場合は発生しない、との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	14	47			地元関係者との調整等	・”地元関係者”の定義をご教示ください。	「土木設計業務等共通仕様書(案)(建設省技調発第92号の1昭和62年3月31日)(一部改定国官技第366号令和3年3月26日)」に記載されている「地元関係者」と同様の定義を想定しています。
53	15	別記1	(2)		薬品費	・薬品費の単価につきまして、事業者提案。ただし、市場価格等により市が妥当性を判断するとありますが、妥当性がないと判断された場合は、再度見積徴収になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	15	別記1	(3)	1)	人件費	・①人件費の物価変動について、下水道施設維持管理積算要領(日本下水道協会)では電工単価を採用した形で労務費積算を行っております。本事業における人件費の改訂指標が賃金指数「現金給与総額」とする事となっておりますが、下水道事業においては、電工単価を指標とすることが適していると思慮いたします。	賃金指標を電工に見直します。
55	16	別記1	(3)	1)	薬品費	・①薬品費の改訂指標が「化学製品」でお考えですが、例えば市内業者からの毎年1回見積聴取する事により、改訂指標を変更する事をご検討ください。	ご意見拝聴しました。
56	16	別記1	(3)	1)	薬品費	・薬品費の改定指標が「化学製品」でお考えですが、薬品の運送費増加による価格影響も考慮頂くことをご検討ください。	ご意見拝聴しました。
57	16	別記1	(3)	1)	燃料費	・②燃料費の改訂指標が「石油・石炭製品」でお考えですが、例えば市内業者からの毎年1回見積聴取する事により、改訂指標を変更する事をご検討ください。	別記1に記載のとおりとします。
58	1	1	11	—	総則	第1文において、「特別目的会社は、入札説明書等に記載された情報およびデータのほか、この契約締結時に利用しうる全ての情報およびデータを十分に検討したうえで、この契約を締結したことをここに確認する。」と記載あります。これは、特別目的会社が自己の業務遂行のために自ら必要と判断した情報を自ら入手し、検討した上で業務の遂行にあたるということを意味するものと理解しますが、よろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
59	3	7	2	—	著作権の譲渡等	「市は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を特別目的会社の承諾なく自由に公表できる。」と記載あります。成果物には、ノウハウ等の秘密情報が含まれていると考えますので、公表にあたっては、事前に協議の場を設けて頂きますようお願いいたします。	ご意見拝聴しました。
60	4	9	2	—	一括再委託の禁止	「実施事業者」について、定義が無い為、定義して頂きますようお願いいたします。また、地元貢献、業務の円滑化等を図る為に、特別目的会社から構成員(企業グループのうち、特別目的会社への出資を行う者)以外への再委託も認めて頂くよう、御再考願います。	前段:事業実施者は事業者へ修正します。 後段:特別目的会社から構成員以外への再委託に関しては、第9条第1項に記載のとおりです。
61	5	14	1	(2)	業務報告書の提出	年間業務報告書の提出について、「最終年度は業務終了日まで」とありますが、業務終了時点でデータが揃わない場合、福知山市殿と協議の上、対応するという理解で、よろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

●様式1-5 維持管理運営業務委託契約書

通しNo.	頁	条	項	号	項目名	質疑の内容	回答
62	5	14	4	—	業務報告書の提出	「市の求めのあるときは、業務報告書の原資料その他の記録並びに業務日報その他各種の点検記録、報告書（維持管理・運営企業その他第三者からの報告書等を含む）を含む未提出書類を市の閲覧又は謄写に供しなければならない。」と記載あります。ノウハウ等の秘密情報が含まれている場合がありますので、提出にあたっては、事前に協議の場を設けて頂きますようお願いいたします。	ご意見拝聴しました。
63	7	18	3	—	措置要求に対する報告等	「不可抗力」について、「この契約の締結後に生じた暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地滑り、落盤、騒乱、暴動、戦争、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象（ただし「要求水準書」において基準が定められている場合は、当該基準を超えるものに限る。）のうち、通常予見不可能なものであって、市および特別目的会社のいずれの責めにも帰さないものをいう。」とされていますが、「通常予見不可能なものであって、市および特別目的会社のいずれの責めにも帰さないもの」とは、当事者の合理的な支配が及ばないものと理解しますが、よろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
64	8	22	2	—	遅延損害金	遅延損害金算定に用いる金額を契約金額全体とした場合、遅延損害金の額が不相当に高くなるため、各年度の契約金額を遅延損害金算定に用いる事が適当と考えます。「契約金額全体」の部分は、「契約金額全体を20で除した額」として頂くよう、御再考願います。	原文のままとします。
65	8	24	3	—	天災その他不可抗力による契約内容の変更	維持管理・運営業務委託契約書第24条の内容と、基本協定書P.15【別紙6】リスク分担表中の維持管理運営期間における不可抗力リスクの記載内容が整合しておりませんが、維持管理・運営業務委託契約書第24条の内容が正であると理解しますが、よろしいでしょうか？	維持管理・運営業務いただく契約書第24条と基本協定書【別紙6】リスク分担表中の維持管理運営期間中における不可抗力リスクは、相互に内容を補完しているものと考えます。
66	8	24	4	—	天災その他不可抗力による契約内容の変更	冒頭の「前項に規定する協議にかかわらず…」の部分は、「第1項に規定する協議にかかわらず…」の誤りと思われまますので、修正をお願いいたします。	「前項に規定する協議」を「第1項に規定する協議」に修正します。
67	9	28	2	—	生成物の製造	市の帰責事由により副生成物が発生した場合は、要求水準書P.82「7.5.4 副生成物の処分(1)」に従って、市にて運搬費及び処分費を負担頂けるものと理解しますが、よろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
68	10	31	1	—	汚泥の性状	「市は、要求水準書に示す計画汚泥性状の範囲を逸脱する汚泥が発生または搬入され、その処理のために受託業務に要する費用が増加したことを特別目的会社が明らかにしたときは、当該増加費用を負担するものとする。」と記載があります。要求水準書に記載無き項目においても、異常であることを明らかにしたときは、同様の取扱いと理解しますが、よろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
69	10	31	2	—	汚泥の性状	市の指示に従った結果、施設性能等が満たされなかった場合については責任を負いかねますので、末尾に但書として次の一文を追加頂きますようお願いいたします。 「ただし、市の責めに帰すべき事由により生じた施設性能等の未達についてはこの限りではない。」	ご意見拝聴しました。
70	11	35	1	6	市の解除権	冒頭の「第40条」は、「第39条」の誤りだと思われまますので、修正をお願いいたします。	「第40条の規定～」を「第39条の規定～」に修正します。
71	13	40	5	—	契約解除に伴う措置	中ほどの「第37条」は、「第36条」の誤りだと思われまますので、修正をお願いいたします。	「第37条の規定による～」を「第36条の規定による～」に修正します。
72	13	41	2	—	契約終了時の措置	「業務水準書」の定義がありませんが、「入札説明書等」を指すと理解しますが、よろしいでしょうか？この理解でよろしければ、修正をお願いいたします。	「要求水準書」を「要求水準書及び技術提案書」と記載します。